

**2022年度 中小企業・SDGsビジネス支援事業
ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業
FAQ（よくあるご質問と回答）**

※一覧表にある質問と回答は、以下の検索ページでもご確認いただけます。

<https://minkanrenkei.jica.go.jp/area/table/26043/e0uN60/M?S=oftbp2ldkfpd>

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
1	コンサルタント	募集要項	第1_1. 事業の目的・概要	複数の分野にまたがって提案する場合、5分野のうちどの分野に振り分けられるのかはJICAが決定するのですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）については、提案企業には提案ビジネスがどのような分野に関するものかを応募時に選択いただきます（複数選択可）。支援するコンサルタントについては、当該分野の選択状況、事業内容等を踏まえ、JICAにて決定させていただきます。 普及・実証・ビジネス化事業については、JICAから企業にコンサルタントを直接紹介することはできませんが、JICAのウェブサイト過去の案件を検索できる案件事例検索ページがあり、過去どのようなコンサルタントが関わっていたか、ご確認いただくことは可能となっています。
2	対象分野	募集要項	第1_1. 事業の目的・概要	分野別の支援について、中小企業向けサービスは、民間セクター開発の分野に含まれますか。	対象国の中小企業向けに経営支援等のサービスを提供するものであれば民間セクター開発に該当します。対象分野の詳細につきましては詳細は募集要項をご参照ください。
3	対象分野	募集要項	第1_1. 事業の目的・概要	水産案件はどの分野になりますか。	一次産業は、農業・農村開発等に含めて実施しております。対象分野の詳細につきましては詳細は募集要項をご参照ください。
4	対象国	募集要項	第1_2. 本支援事業対象国	対象国の制約はありますか。また、同時に複数の国を対象国として応募できますか。	2022年度公示では、原則として、JICAの在外拠点（在外事務所及び支所）が設置されているODA対象国とします。ニーズ確認調査では対象国を複数国とすることも可能ですが、ビジネス化実証事業では対象国は原則1か国とします。（但し、ニーズ確認調査の場合も現地渡航を行うのは1か国の想定です。）詳しくは募集要項をご参照ください。
5	応募資格要件	募集要項	第1_2. 本支援事業対象国	ミャンマーに対する提案は、現時点で採択優劣がありますか。	現時点でご応募を妨げません。採否は政府方針等に鑑み判断となります。
6	コンサルテーション	募集要項	第2_6. 審査結果（採択・不採択）の通知	不採択の場合、これまで通り不採択理由を伺う機会を設けていただけるのでしょうか。	不採択理由そのものをお伝えすることはできませんが、ご希望の場合、次回公示に向けたコンサルテーションとして個別にご相談をお受けすることは可能です。
7	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	ビジネス化実証事業の対象企業に製品/サービスのニーズとの適合性を確認済みの企業とありますが、どのような情報を提示できれば適合性を確認したとみなされますでしょうか。	ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。
8	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	大企業がビジネス化実証事業に応募する場合、応募前に自社内（自社のみ、または現地パートナー等）で、ニーズ検証ができていたことが求められるのでしょうか。大企業でニーズ確認を行うことが難しい場合、ビジネス化実証事業の中に、ニーズ確認の部分も含まれませんか。	大企業は、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化実証事業へのご応募が可能です。ビジネス化実証事業の提案要件は「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」こととなります。価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズの有無が明らかになるよう、実際に対象国現地で調査を予め実施していただき、ニーズを示す客観的な情報として、現地調査等の結果（例：アンケートやインタビュー等を通じて得られた、提案製品/サービスに関する特定の顧客セグメントのニーズ情報）を応募時にご提出いただくことを想定しております。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
9	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	現在、普及・実証・ビジネス化事業を実施していますが、他の地域で同様に新たに応募することは可能ですか。	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業の各スキームを問わず、実施済みの事業と同一の国かつ同一内容でもう1回同じスキームに応募することはできません。 実施済みの事業と同一の内容で他国への展開を図るケースであれば、ご応募自体は可能です。但し、ご想定の場合は、すでに進出済みの国で実証/ビジネス化済の同一商材を扱ったビジネスを他国で横展開されたいということかと思われます。そういったケースでは、審査ポイントの「制度利用の必要性」という観点ではご留意が必要となります。（本支援事業でのご支援実績においては、初めて進出される国での初めての商材を扱ったご提案がほとんどです。）
10	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	本邦企業の現地法人からでも応募は可能ですか。	応募資格を有するのは日本の法律に基づき設立された日本登記法人となります。その他の詳しい応募資格については募集要項をご参照ください。
11	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	応募資格にある債務超過について、将来の改善見込み等の情報も含めて判断されますか、それとも形式的に判断しますか。	財務要件については応募資格となりますので、ご提出いただく財務書類に基づき判断いたします。
12	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	提案製品/サービスの国内外での販売実績があることという応募資格について、現地固有の課題解決に繋がる事業モデルを想定している場合も必ず販売実績が求められるのでしょうか。	本支援事業では、国内外での販売実績を有する製品/サービスを途上国現地の市場に適合化することを通じて現地の課題を解決することを想定しております。そのため、途上国現地の課題解決につながる一定の信頼性を有する製品/サービスであることを判断するための基準の一つとして販売実績を求めています。
13	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	技術を持っている会社と販売代理店（会社）の共同企業体を結成する場合、販売代理店も製品販売の実績が必須ですか。	共同提案法人である技術を持っている会社（メーカー等）による提案製品の販売実績があれば、販売代理店の製品販売実績は不要となります。
14	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	スタートアップに該当しますが、財務要件について、前年度債務超過で今年度は改善し資産超過の見込みがある場合は検討いただく余地はありますか。それとも今年度の決算を終えなければならないのでしょうか。	公示日時点までの決算ベースの財務状況が基準となります。公示日時点で債務超過の場合、応募資格要件を満たしません。
15	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	ニーズ確認調査における共同事業体に大企業が参画することは可能ですか。	ニーズ確認調査における共同事業体に大企業が参画することはできません。
16	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	新メニューに共同企業体で応募する場合、一般社団法人や社会福祉法人、学校法人は共同企業体の成員として認められるのでしょうか。	一般社団法人や社会福祉法人、学校法人も応募可能です。詳しくは法人区分チャートをご確認ください。
17	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	草の根にも応募している企業中小企業が別の内容で、「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」または従来の「普及・実証・ビジネス化事業」に応募することは可能ですか。	ご応募可能です。
18	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	大企業の出資するスタートアップ企業は、スタートアップとみなされるのか、みなし大企業と判別されるのでしょうか。（創業10年未満の革新的事業を行う企業であるが、従来の募集要項（例えば2021年度第2回募集要項13P）で定義されるみなし大企業の要件に該当する場合。）	みなし大企業の要件に該当する企業は、スタートアップ企業であったとしてもみなし大企業となります。一方、当該企業がスタートアップの条件を満たしていればスタートアップ企業として認定します。
19	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	スタートアップの定義にある「革新的な事業活動」とは具体的にどのようなものですか。	「革新性」について一律の基準を定めることは困難であるため、応募時に企業からご説明をいただき、その内容をもとにJICAにて判断させていただきます。
20	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	新制度でも、複数法人による共同提案は可能ですか。	新制度においても共同企業体での応募は可能です。
21	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	応募資格として規定されている「当期純利益が過去3年連続マイナス」について、今期黒字だが、過去に遡ると3年連続マイナスになっていた場合、応募不可ということでしょうか。	財務要件の一つである「当期純利益が過去3期連続マイナス」とは当期純利益が直近の過去3期連続で赤字であることを指します。企画書に添付いただく今期決算が黒字の場合、「直近の過去3期連続で赤字」には当たりませんので応募は可能です。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
22	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	応募資格である「当期純利益が過去3期連続マイナス」とは、前年比減益のことですか、赤字のことですか。	財務要件の一つである「当期純利益が過去3期連続マイナス」とは当期純利益が直近の過去3期連続で赤字であることを指します。
23	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	提案内容に「自社が所有している製品・技術・サービス」と「所有していない製品・技術・サービス」の両方がある場合も含まれますか。	提案内容に「自社が所有している製品・技術・サービス」と「所有していない製品・技術・サービス」の両方がある場合も含まれます。
24	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	ビジネス化実証事業の応募資格「販売実績」について 現在、国外で既に売上げが立っている事業を基盤にして、新しい事業アイデアのビジネス化実証を行いたいと思っています。この場合、国内外での販売実績があると認められますか。	「新しい事業アイデア」が、「既に売上げがたっている製品・技術・サービス」を展開するもの場合、販売実績があると認められます。
25	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	弊社の機器と協力会社の共同で提案することになっていますが、組み合わせる機器のそれぞれの販売実績があるが、組み合わせたものの販売実績がない場合、ビジネス化実証に提案できないのでしょうか。	組み合わせた製品の販売実績がない場合は対象外となります。ただしスタートアップ企業であれば、主たる要素技術の販売実績があれば応募可能です。
26	応募資格要件	募集要項	第3_1. 応募資格要件	応募資格の販売実績はいつからいつまでの実績が必要でしょうか。	公示日時点で販売実績が必要で。
27	制度概要	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	ニーズ確認調査とビジネス化実証事業の関係性を教えてください。ニーズ確認調査の活用後にビジネス化実証事業を段階的に活用できるものなのでしょうか。	ニーズ確認調査の実施後にビジネス化実証事業にご応募いただくことは可能です。ビジネス化実証事業では「対象国が決まっており、価格帯も含めて製品/サービスに対するニーズが明らかになっている」ことを提案要件としておりますので、ニーズ確認調査の調査結果をビジネス化実証事業の応募書類に含めていただけます。
28	ビジネス化実証事業	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	ニーズ確認調査を実施することなく、ビジネス化実証事業に応募することは可能ですか。	応募資格要件を満たしていれば応募いただくことは可能です。詳細は募集要項をご確認ください。
29	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	2021年度の「途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査」を実施した企業・団体ですが、新制度のニーズ確認調査への応募は可能ですか。	可能です。
30	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	従来の制度では、同一国かつ同様の内容で、通算3回不採択となった場合、それ以上応募ができませんでしたが、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）への再応募は可能ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、同一国かつ同様の内容での通算の不採択回数はリセットされます。よって、従来の制度において同一国かつ同様の内容で、通算3回不採択となった場合であっても、新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）への応募は可能です。但し、普及・実証・ビジネス化事業への応募については通算不採択回数のカウントは継続となります。引き続き審査基準に沿って提案内容を審査したうえで採否が決定されます。
31	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	従来制度において採択済みでJICAと未契約の企業は、制度改編後にはどうなりますか。	従来制度における採択済み未契約の案件については、従来制度下での対応となります。（基礎調査・案件化調査含む）。なお、同内容で新制度にご応募いただく際は、未契約案件を辞退いただく必要がございます。
32	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	メーカー様製品の機器を用いたビジネス化実証事業の申請を検討しております。過去にJICAにも支援いただいたことのあるメーカー様となります。ご支援いただいた際とは異なる対象国で実証を検討しておりますが、その場合本スキームの対象になりますでしょうか。	他国での応募は可能となります。詳細は募集要項をご確認ください。
33	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	基礎調査からステップアップしていくことが前提でしょうか。または基礎調査を飛ばして応募も可能ですか。	基礎調査は2022年度の募集は行いません。ビジネスのご検討状況に応じて最適な支援メニューを選択頂きご応募ください。
34	応募資格要件	募集要項	第3_2. 本支援事業の対象外となる応募	2022年度ニーズ調査に採択された場合、スケジュール的に2023年度普及実証事業に応募可能ですか。	応募可能です。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
35	コンサルタント	募集要項	第3_3. 実施体制及び調査従事者に係る諸条件	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業では企業が本支援事業以前から活用しているコンサルタント（従来制度で参画経験のある外部人材を含む）は新制度においても参画できますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）での企業との契約では従来の外部人材はなくなります。企業自身が活用したい外部リソース（独自に企業が契約しているコンサルタントや自治体等）を排除するものではなく、JICAコンサルタント以外で、採択企業が活用したい外部リソースがある場合、提案書に企業側メンバーとして含めていただければ、一社あたりの支援上限額の範囲内で旅費や現地活動に要する経費の経費負担は可能です（但し人件費は負担できませんので、当該費用については企業と独自のコンサルタント等の直接契約に基づき企業に負担頂くこととなります）。採択以降に追加となる場合はJICAコンサルタントとの役割分担等も踏まえつつ、個別に必要性を確認し可否判断をします。
36	コンサルタント	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	JICAコンサルタントは現地の当該分野に十分な経験と人脈がある方を充てて頂けるのでしょうか。あるいは、JICAコンサルタントの経験や専門に合わない提案は採択されないといったことにつながるのでしょうか。	審査はJICAコンサルタントの経験・専門性とは関係なく、審査ポイントに沿って行います。
37	コンサルタント	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	JICA事業終了後、担当したJICAコンサルタントから継続的な助言等が得られるようなフォローアップはしていただけるのでしょうか。	JICAとJICAコンサルタントの間での契約において事業終了後のサポートは含まれていませんが、提案法人と当該コンサルタント間の独自の契約でのフォローアップは可能です。
38	コンサルタント	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	JICAが分野ごとに契約するコンサルタントは、ニーズ確認調査の実施企業とビジネス化実証事業の実施企業の両方を支援することになるのでしょうか。	JICAが分野ごとに契約するコンサルタントには、ニーズ確認調査を実施する企業、ビジネス化実証事業を実施する企業の両方についてご支援いただくこととなります。
39	コンサルタント	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	5月12日概要説明会資料のコンサルタントによる「ビジネス化助言・現地調査支援」について、ビジネス化に結び付くのであればどのような役務内容（広さ・深さ・細かさ）でも助言・依頼は可能ですか。	コンサルタントの基本的な業務内容は、JICAとコンサルタントの契約で定義されますが、業務内容に含まれていても契約上の人月の制約がありますので、その範囲内での対応となります（際限なく助言・依頼できるものではありません）。提案企業の個社の状況に合わせた支援内容については、企業とJICAでの契約締結後、企業、JICAが契約するコンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意します。
40	コンサルタント	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	コンサルタントからの支援を得ることは必須ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、JICAが契約するコンサルタント（以下、JICAコンサルタント）がビジネスアドバイザー支援及び経費支出を行いますので、JICAコンサルタントの支援は必須です（JICAと企業間の契約では経費を含まず、経費はJICAコンサルタント経由で支出します）。なお、企業とJICAでの契約締結後、企業、JICA、JICAコンサルタントの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意し、活動を開始します。
41	コンサルタント	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	JICAが契約するコンサルタントと提案企業の相性が良くない場合には、どのような対応が行われますか。また、提案企業側がJICAが契約するコンサルタントを評価する仕組みは用意されていますか。	事業実施中には採択企業、JICA、JICAが契約するコンサルタント間で進捗状況の確認を行っていく予定であり、もし採択企業とJICAが契約するコンサルタント間で問題が生じるようであれば、JICAがその調整を行います。また、個社支援過程におけるコンサルタントの支援内容にかかるフィードバックを企業からいただくような仕組みを検討しており、JICAとしてコンサルタントによる支援の品質維持・向上を図ります。
42	地域金融機関連携	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	ニーズ確認調査やビジネス化実証事業において、地域金融機関連携における、地域金融機関の関わり・立場はどうなりますか。	提案段階で明示いただいた連携地域金融機関については、必要性や具体的な参画・支出について、事業開始当初の計画段階で採択企業とJICAの間で検討・合意する予定です。連携地域金融機関の事業参画に際しては、JICAより旅費等の経費負担が可能です。（但し人件費は対象外となります。）旅費等については一社あたりの支援上限枠外にてJICA負担が可能です。
43	地域金融機関連携	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	地域金融機関の旅費等の調査費用について、現行通り、調査終了後の精算となりますか。	地域金融機関は、JICAが契約するコンサルタントや企業と一緒に現地渡航することを想定しており、JICAが契約するコンサルタントが地域金融機関の方に対する経費を支出する想定です。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
44	調査の進め方	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	調査予算計画の詳細は応募の段階で確定しておくことになりませんか、あるいは事業採択後にコンサルタントと詰めることになりませんか。	応募時に「調査を通じて検証したい仮説」、「調査完了時になっていたい状態（ゴール）」等についてご記載いただき、また調査に係る概算内訳もご提出いただく想定です。詳細な調査計画については提案企業とJICAでの契約締結後、提案企業、JICA、JICAが契約するコンサルタントの三者で調査方針や活動計画、支出計画を、個社支援の上限金額の範囲（例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円）で確認・合意します。
45	調査の進め方	募集要項	第3_4. 事業期間並びにJICAから提供できる助言及び調査支援に関する条件等	調査帰国後の対処会議はオンライン可能でしょうか。	可能です。
46	企画書	募集要項	第3_6. 応募書類	新制度においては企画書に関するJICAやコンサルタントによる補助などは可能ですか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では企画書フォーマットの簡素化を図り、応募フォームの形式で外部人材無しでも応募できる形ですので、コンサルタントによる補助はありません。応募にあたっては、JICAからのアドバイスは可能ですので、本公示開始前までに応募内容についてJICA本部またはお近くの国内機関にご相談いただくことを推奨しております。
47	コンサルタント	募集要項	第3_7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	JICA コンサルコンサルタントが恣意的に分析・評価をしないような配慮・工夫がありますか。	利益相反のチェックを行いますので、審査においてJICAコンサルタントが恣意的に評価を行うことはございません。
48	コンサルタント	募集要項	第3_7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	提案内容の採否の意思決定にコンサルタントは関与しますか。	JICAコンサルタントはそれぞれが有する知見に基づき、企業提案内容の分析し、参考情報としてJICAに提出しますが、選考プロセスはJICAの責任において行い、コンサルタントは採否にかかる意思決定に関与しません。
49	コンサルタント	募集要項	第3_7. JICAコンサルタントとの利益相反に係る申告	提案法人とJICAコンサルタントの関係で「本支援事業への応募とは関係ないが、9月15日現在提案法人がJICAコンサルタントより何らかの有償でのサービスの影響を受けている場合は、提案法人がJICAコンサルタントに発注をしていることを指しているのでしょうか。それとも何らかの契約を持っていることを指していますか。	提案法人がJICAコンサルタントに何らかのサービスを受けている場合を指します。
50	制度概要	募集要項	第4_1. 支援対象経費について	これまでの制度では、中小企業（スタートアップ含む）、中堅企業、大企業によって、支援金額、計上可能な費目に差異があったが、新制度ではどうなりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、支援金額、計上可能な費目について中小企業（スタートアップ含む）、中堅企業、大企業の別による差異はありません。
51	ビジネス化実証事業	募集要項	第4_1. 支援対象経費について	電子決済システムのベータ版を作って現地で実証活動することを想定しています。現地活動費は計上可能とのことだが、現地企業が実施するシステム開発・カスタマイズ作業にあたり必要な人件費をJICA負担とすることができず（＝システムカスタマイズを成果品とする再委託業務をJICA計上することは可能でしょうか）（※既存の普及・実証・ビジネス化事業では、機材費の労務費としてカウントしていた費用）	JICAコンサルタント又は採択企業の資産になるもの（自社機材の現地での加工やシステムのカスタマイズ含む）は支出対象外となります。
52	ビジネス化実証事業	募集要項	第4_1. 支援対象経費について	実証活動の実施にあたり、現地企業にて事務局（マーケティング調査補助・アンケート内容考案等を担当）を用意することを想定しています。ここで発生する人件費は、現地再委託費または現地備人費として計上可能でしょうか。（提案法人の事業及び提案技術を深く理解する現地企業と特定の業務を対象にして特命随意で再委託業務契約することは可能か。さらにその場合、「再委託先の現地企業ーコンサル間」での再委託契約となるのでしょうか。契約に提案企業が絡まない場合、特命随意契約したいという企業の意向はどれくらい汲んで頂けるのでしょうか。）	現地再委託費または現地備人費として計上が可能です。ただし、再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則（公平性、競争性、透明性）に沿ってJICAコンサルタントが調達します。従って、採択企業が希望する特定企業への再委託を行うものではなく、調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定する必要があります。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
53	ビジネス化実証事業	募集要項	第4_1. 支援対象経費について	ビジネス化実証事業の実施項目に「収益性検証」「運用改善」が含まれていますが、現地の各パートナー候補IT会社の技術基礎能力の事前検証を行う場合の費用は認められますか。 (具体的な作業としては、現地会社とのダミーデータのやり取り、技術面での実施条件の確認等が想定されています)	現地での調査・実証活動に必要な再委託費として以下が支出可能です。ただし、委託契約の結果、採択企業の資産になるもの(自社機材の現地での加工やシステムのカスタマイズ含む)は対象外です。 ・効果測定：検査機関での分析試験、利用者調査等 ・マーケティング：市場調査、材料調達先、その他専門的調査(栄養調査、薬事承認調査)等 ・制作・翻訳：教材作成、動画制作、翻訳(通訳に依頼するものを除く) ・普及実証の準備に係る活動：設計、地質調査・ボーリング、環境社会配慮、各種実験等 ・農園運営管理、実証試験、等 なお、再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則(公平性、競争性、透明性)に沿ってJICAコンサルタントが調達します。調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定する必要があり、必ずしも採択企業が希望する特定企業への再委託を行うものではない点予めご了承ください。
54	提案企業への精算	募集要項	第4_3. 経費処理の基本的な流れ	提案企業はどの時点で調査費用を受け取れますか。従来の制度のように企業が調査費用を一時的に立て替える必要は残りますか。	調査における一連の活動にかかる費用は原則JICAと契約するコンサルタントが直接支出します。但し、機材の輸送等、企業による発注・支払いが必要と認められるものについては、企業に立替払いいただき、証憑をもってコンサルタントが支払うこともあります。
55	ビジネス化実証事業	募集要項	第4_3. 経費処理の基本的な流れ	ビジネス化実証事業における支援には機材輸送や本邦受入活動等の手続きをJICAコンサルタントに支援いただけますか。	企業とJICAでの契約締結後、企業、コンサルタント、JICAの三者で調査方針や活動計画、支出計画、コンサルタントの支援内容を、個社支援の上限金額の範囲で(例：ニーズ確認調査の例では1件1,000万円)確認・合意します。機材輸送については採択企業が手続きを行う必要がある場合がありますので、その場合は採択企業にて行っていただき、立替払いとすることを想定しています。本邦受入活動については、採択企業により受入にかかる手続きを行っていただきます。詳しくは募集要項を参照ください。
56	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の成果物の「開発途上国の課題解決の筋書き(ロジックモデル)の仮説構築」とは何ですか。	採択企業によるビジネスがどのような因果関係により開発途上国の課題解決、インパクト創出に資するかという論理構成を体系的に図示化したものです。
57	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の成果物の「ビジネスモデル(座組み・パートナーシップ・交換価値等)」とは何ですか。	提案ビジネスを構成する「ヒト」(企業や個人)とその間でやり取りされる「モノ・カネ・情報」の価値交換の流れを図示化したものです。
58	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の成果物の「撤退基準」について説明してください。	事業計画を実行する中で、ビジネス展開に向けた取り組みが計画どおりに進捗しないケースも想定されます。そういった場合に事業計画を策定する段階で、予め失敗の定義を考え、撤退するための基準を決めておくためのものです。基準に置くものは様々ですが、例えば一定期間内における獲得顧客数等が想定されます。
59	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の成果物の「ループ図」とは何ですか。	提案ビジネスが解決しようとする課題が発生する要因を様々な因果関係でつなぐことで、複雑な相互関係を図示化したものです。
60	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の成果物の「インパクトKPI(インパクトを計測する成果指標)」とは何ですか。	ロジックモデルで定義したインパクトの目標の達成に向かってプロセスが適切に実行されているかを定量的に評価するための指標を指します。
61	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	企業が提出する「事業計画書、ロジックモデル」の書類の頁数について条件はありますか。	頁数の制限を設ける想定はございませんが、必要な記載項目が網羅されていることが必要です。詳細は、今後案内いたします提案企業とJICAの契約書ひな形をご参照ください。
62	制度概要	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業のテストマーケティングでは売上が上がる場合があるかと思いますが、利益を出す活動を行ってもかまわないという理解で合っていますか。	テストマーケティングによる売上を想定する場合は、売上の取り扱いについて事前にJICAにご相談ください。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
63	採択企業の実施内容	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の主な実施項目の「ニーズ・ソリューション検証」とは何ですか。	ニーズ検証は、調査対象国における潜在顧客およびニーズの内容に関する仮説を、インタビュー等を通じて検証する工程です。ソリューション検証は、ニーズ検証で得られたフィードバックをもとに検討したソリューションが潜在顧客のニーズに応えられているか、他のサービスと比較して優位性があるか等の検証を行う工程です。
64	採択企業の実施内容	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ビジネス化実証事業の主な実施項目の「テストマーケティング」とは何ですか。	本格的に製品・サービスを販売する前に、地域等を限定して少数に対して試験的に販売することを通じ、製品・サービスやビジネスモデルの特徴が顧客ニーズに合致しているかを検証することを指します。
65	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	従前の事業の報告書と同じレベルの報告書を作成しなければならないのでしょうか。コンサルタントの方は、報告書の作成を支援していただけるのでしょうか。	新制度においては、企業からは①ビジネスプラン（事業計画書）、②ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）を主たる成果物として提出いただくことを想定しており、従来のような長文の報告書の作成は不要です。
66	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	もしニーズ調査に採択された場合、最終事業計画書は、必ず企業側で実施しなければならないのでしょうか。	採択企業からの成果品としては調査期間中にJICAコンサルタントから得た助言等も活用いただきつつ、JICAビジネスプランや開発効果発現に向けた筋書き等を提出いただく予定です。
67	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	企業の主たる成果物である①事業計画書、②ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）は公開されますか。	成果物のうち公開可能な部分は公開し、採択企業が公開を望まない部分は非公開とします。
68	成果品	募集要項	第5_2. 関係者の役割	ニーズ確認調査終了後の調査報告書関連はどのような形式でしょうか。	募集要項および添付の契約書案を確認ください。
69	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第5_6. 事業対象国関係機関との協議議事録の取り交わし	カウンターパートとのM/Mの締結の場合、締結書の提出の義務はあるでしょうか。そのM/Mのフォーマットは適宜作成で良いか教示ください。	任意で締結されるM/Mの提出義務はありません。様式についても特に定めはありません。
70	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第5_6. 事業対象国関係機関との協議議事録の取り交わし	現地のカウンターパートは提案企業の子会社をカウンターパートとすることは可能でしょうか。	普及・実証・ビジネス化事業ではカウンターパートは事業対象国公的機関となります。なおニーズ確認調査及びビジネス化実証事業においては、機材製造・購入費等の支援は含まない関係上、協議議事録の取り交わしは不要となり、カウンターパートの設定は必須ではありません。詳しくは募集要項をご確認ください。
71	カウンターパート/ミニッツ	募集要項	第5_6. 事業対象国関係機関との協議議事録の取り交わし	想定しているビジネスにおいては、対象国政府機関や政策との関連も出てくる可能性があります。対象国政府機関が関連する場合も、本支援事業の対象になりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）、試行期において従来どおり継続する普及・実証・ビジネス化事業のいずれにおいても、相手国政府の関係機関が関連するビジネスも対象に含まれます。
72	制度概要	募集要項	第5_6. 事業対象国関係機関との協議議事録の取り交わし	カウンターパート、ミニッツとは何ですか。	ミニッツとは、普及・実証・ビジネス化事業開始に必要となり、カウンターパートとなる相手国公的機関との合意文書です。実証活動中の役割分担や事業終了後の機材の取り扱い等について定めたものです。
73	企画書	様式2_企画書	-	過去に採択された企業様の企画書事例等を公開していただくことはできませんでしょうか。記入の流れについて参考までに具体例を確認させていただければ幸いです。	他企業様の企画書は非公開です
74	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	本支援事業で支援する経費に企業の人件費は含まれますか。	引き続き企業の人件費は支援対象外です。
75	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	調査経費の金額上限の中にコンサルタントの旅費も含まれますか。	コンサルタントの旅費については個社支援の上限金額外の扱いとなります。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
76	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	これまでのJICA事業（普及・実証）では機材を相手国政府機関などに譲渡することが求められていましたが、新制度での扱い如何。機材の持ち帰りは必須ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度では機材の新規購入は行わず、採択企業が所有する機材を現地で使用する必要がある場合は、その送料のみ、JICAからの支援対象となります。機材輸送費については往復でも片道でも可です。 ・輸送した機材については、所有権は採択企業にあるため、相手国関係機関に譲渡するか、持ち帰るかは採択企業の判断となります。採択企業が所有する機材を現地に輸送した場合、機材の管理責任は採択企業に属しますが、本支援事業後に採択企業の責任において、対象国の法規制に則す範囲で、処分、譲渡を行う事が可能です。 ・ただし、機材の持ち帰りを想定しない場合、当該機材に関するトラブルを軽減する観点から、輸送に先立って、機材の維持管理の方法、対象国法規制との適合性、必要な経費措置（追加の関税支払いの可能性等）等について事前にJICAに説明し、確認を得てください。 ・また、現地で譲渡を行なった場合は、調査目的であったため持ち込み時に免除となっていた関税がその時点で課税される、あるいは、譲渡された側に物品取得税が課されるといった可能性もありますが、その場合の費用は採択企業の自社負担となります。 ・譲渡にあたっては、JICAからはミニッツ等の締結を求めることはしませんが、譲渡先との責任の明確化や後日のトラブル回避の観点からなんらかの合意文書（ミニッツ）を締結することを推奨します。合意文書の内容や署名者については、採択企業の責任の下、検討・作成ください。
77	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	新制度の各メニューにおいて、現地活動費として「セミナー・広報費」（旧制度と同様の費目）は計上できますか。	計上可能です
78	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	5月12日概要説明会資料において、「ベータ版を用いた受容性検証、テストマーケティング等による収益性検証、運用改善」が調査項目に定められていますが、「現地パートナー候補企業」と検証活動を実施する場合の費用は計上可能ですか。計上可能な場合はどの費目になりますか。	募集要項添付の調査支援対象費目をご確認ください。
79	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	ビジネス化実証事業と普及・実証・ビジネス化事業との違いですが、前者では機材費は負担出来ないが、機材輸送費のみ負担可能と理解しました。その場合、機材費は企業負担になると言う事でしょうか。	ビジネス化実証事業では、機材製造・購入費等の支援は含まれませんので、提案企業にてご負担いただくこととなります。
80	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	ビジネス化実証事業の調査経費・負担経費の上限金額はインフラ等の施工が伴う場合も上限は変わらないのでしょうか。	上限は変わりません。なお新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では現地の施工にかかる経費は計上できません。
81	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	ビジネス化実証事業では、試験施工費は支援経費の対象になりますか。	新制度（ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業）では、現地の施工にかかる経費は計上できません。
82	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	ニーズ確認調査：支援経費は、いつからいつまでの期間で見込まれる分を書くのでしょうか（例：2023年4月から2024年3月など）。	以下説明会資料P18のモデルスケジュールのうち示される支援開始から契約終了までの期間（2023年5月～12月）を念頭に積算ください。 https://www.jica.go.jp/priv_partner/information/sdgs/2022/uurjcd000000fkccq-att/uurjcd000000fkgy.pdf
83	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	費用項目の中にある、特殊備人費とは何でしょうか。	通訳、技術者、専門家等の現地人材を想定しております。
84	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	ニーズ確認調査の支援経費の内訳に関してですが、資料の支出対象費目としての記載はありませんが、製品・サービスを提供するうえで必要な物資（機材以外）の購入費も対象となるという理解でよいでしょうか。	消耗品を除き対象外です。支出対象費目は募集要項をご確認ください。
85	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	現地での設備投資は支援対象になるのでしょうか。	初期投資となり得る設備投資は支援対象外です。
86	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	再委託先は自社と資本関係がある企業でも問題は無いでしょうか。	採択企業と資本関係にある企業も再委託先の候補とすることは可能です。ガイドラインに沿って、公正な調達が可能かという観点で再委託先を選定ください。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
87	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	交通費は提案企業以外の人にも使えますか。セミナー講演者など。	本支援事業に際して必要なものであれば途上国国内における旅費・交通費の計上が可能です。支出計画を策定される際に、内訳を作成いただくとともに、精算段階で本支援事業に必要な支出であったことを確認させていただきます。
88	対象経費	別添資料3_調査対象費目	-	最終的に現地生産が目的になりますが、工場を造る経費、設備機械の資金も応募前に社内準備しておく必要がありますか。	提案事業終了後の資金等については、応募上は必須ではございません。
89	審査基準	別添資料2_審査基準	-	審査基準に、旧制度では求めている英語での発表能力を求めています。企業からはどの程度の語学レベルが必要ですか。また、語学レベルが高い人材を準備することができない場合はどのようにすればよいでしょうか。	本支援事業終了後にも自身で途上国でのビジネス展開を推進できる企業を求めているものです。英語の試験の最低スコア等、一律の基準を設けて応募要件にするまたは不採択にするものではなく、あくまでも審査上の評価ポイントの一つとしてプラス評価する想定です。 なお、調査実施中においては高度な英語が必ずしも必須ではございませんが、業務主任者・業務従事者・外部要員で英語又は対象国の使用言語でプレゼンテーション可能な方がいるか、企画書の段階で確認させていただきます。
90	審査基準	別添資料2_審査基準	-	審査基準について、従来の案件化調査にあるODA事業との連携可能性（ODA事業（円借款、技協等）との連携可能性や相乗効果（開発効果の拡大）、地元経済・地域活性化への貢献は審査の観点の対象外と理解して良いですか。また、SDGsへの合致度や多様性への配慮がありますが、これらは新たな審査のポイントとして捉えて良いですか。	ご理解のとおりです。SDGsへの合致度及び裨益者への便益においてODA事業として必要な開発課題への貢献可能性を確認いたします。地元経済・地域活性化については提案事業がビジネス化することで雇用・収益等の観点で貢献につながると考えておりますので、個別の項目ではなく、企業としての体制・方針、ビジネスの構想と熟度といったビジネス化に関する項目で判断することとしました。
91	審査基準	別添資料2_審査基準	-	提案企業の採択に先立ってJICAが契約するコンサルタントが決まるとのことですが、JICAが契約するコンサルタントが対応可能な対象国・領域等によって、どの提案を採択するかの判断が変わり得るということですか。	ご応募いただいたご提案内容につきましては、JICAが契約するコンサルタントの対応範囲に依ることなく、審査基準に沿ってJICAが審査いたします。提案内容を踏まえて、JICAが契約するコンサルタントの対応を調整します。
92	審査基準	別添資料2_審査基準	-	現地のパートナー候補に日系企業を挙げても良いのでしょうか。現地パートナーの要件があれば教えてください。	対象国現地ですでに事業活動を行っており、提案企業が実証活動を行うにあたって有益と思われる事業基盤、現地ネットワーク等を有していれば現地企業に限定されません。
93	審査基準	別添資料2_審査基準	-	ビジネス化実証事業の審査基準に「ビジネスモデルの具体性：価格設定は妥当か。」とありますが、何を根拠に妥当と判断、審査されるのでしょうか。	主に応募時にご提供いただいた内容に基づいて判断するほか、一部必要に応じて追加の情報収集の実施し、またJICAが契約するコンサルタントによる提案分析を参考に判断いたします。
94	審査基準	別添資料2_審査基準	-	「提案製品・技術・サービスの概要」の概要とは、調査の概要のことですか、または調査後のビジネスモデル（事業）の概要のことですか。	調査後のビジネスモデル（事業）の概要のこととなります。
95	審査基準	別添資料2_審査基準	-	ビジネス化実証事業の審査基準に記載されている現地パートナーについて、「現地」の「企業」である必要がありますか。また、「決まっている」とは何らかの契約がなされている状態を想定していますか。	開発途上国においてビジネスを実施する際には、当該ビジネスを円滑に運営するために、連携する現地の関係者の重要性が高いと認識しています。連携先は必ずしも企業には限定されず、また、応募時点で契約がなされている必要はありませんが、協力意向が得られていることが望ましいです。
96	審査基準	別添資料2_審査基準	-	ビジネス化実証事業において、既に現地調査をされている企画は、まだ行っていない企画に比べ、概ね審査上不利になるのでしょうか。	現地調査の有無そのものではなく、事前の分析をされているかが主に審査のポイントとなります
97	審査基準	別添資料2_審査基準	-	審査基準に関し従来のケースでは審査項目ごとに配点が明示されていましたが、新制度ではそのような目安はないのでしょうか。	ニーズ確認調査、ビジネス化実証事業においても審査項目ごとの配点は明示いたします。
98	企業共創プラットフォーム	その他	-	現地のパートナー候補企業とのマッチングを事業終了後も支援してもらえますが、どこでその相談をすればよいでしょうか。また、フォローアップミーティングとは具体的にどのような支援が得られますか。	企業所在地のある都道府県を所管しているJICA機関にご相談ください。 https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html なお、現地パートナー企業とのマッチングは構想段階にあり、事業終了後の具体的なご支援は現在検討中です。
99	制度概要	その他	-	今年度の公示は一回のみとの事ですが、来年度（23年度）も同じ時期に一回のみでしょうか。	2023年度の予定は未定ですが、年1回同時期の募集になる予定です。

No.	分類	該当資料	該当箇所	質問	回答
100	制度概要	その他	-	説明会参加企業に対して、新制度に関する情報のメール配信などをご検討されておりますでしょうか。	説明会参加企業に対するメール配信等は予定しておりません。新制度に関する情報は随時HPでご案内いたします。
101	企業共創プラットフォーム	その他	-	「企業共創プラットフォーム」について、何か新たな仕組みの構築を考えているのですか。	企業共創プラットフォームにかかる内容は下記ウェブサイトで公開しておりますのでご確認ください。 https://www.jica.go.jp/priv_partner/platform/index.html
102	公示回数	その他	-	普及・実証・ビジネス化事業の今後の募集回数はどのようになりますか。	新制度の2つと普及・実証・ビジネス化事業どちらも年1回の公示となります。試行期は2022年度、2023年度の2カ年度とします。但し、2023年度の公示スケジュールは未定です。2024年度以降の普及・実証・ビジネス化事業の扱いは、試行期の結果を踏まえて検討するため、現時点で残りの公示が何回となるかは未定です。
103	採択件数	その他	-	今後の採択件数はどうなりますか。また、試行期間で残存する普及・実証・ビジネス化事業の採択件数はどうなりますか。	採択基準を担保しつつ、全体で2021年度と同等の採択規模を想定しております。(50件程度)なお、普及・実証・ビジネス化事業の採択件数も同様の形となります。
104	採択件数	その他	-	5月12日の概要説明会資料のp.10「分野別支援体制」には提案企業数として各分野5~15社程度と記載されていますが、これはニーズ確認調査とビジネス化実証事業を合わせた数字でしょうか。	採択件数についてスキーム毎の枠があるわけではなく、提案件数、予算との関係で決定します。現時点で採択件数総数の絞り込みは想定していません。全体で2021年度と同等の採択規模(50件程度)を想定しております。
105	採択件数	その他	-	「ビジネス化実証事業」と「普及実証ビジネス化事業」について、①募集は年1回ですか、②採択企業数、採択倍率に差はありますか。	①2022年度においては、いずれも年1回での募集予定です。②採択件数についてスキーム毎の枠があるわけではなく、提案件数、予算との関係で決定します。現時点で採択件数総数の絞り込みは想定していません。全体で2021年度と同等の採択規模(50件程度)を想定しております。
106	採択件数	その他	-	アフリカ国以外の対象国での事業を採択する件数は幾つほどのご予定でしょうか。	地域ごとの採択件数の割り当ては設定しておりません。